

ワークショップ議事録

記録：中村 晴樹 学籍番号：M17UB513

平成 29 (2017) 年 6 月 15 日

日時	平成 29 (2017) 年 6 月 2 日
場所	大阪市立大学大学院梅田サテライト
発言者	公益財団法人日本財団 ソーシャルイノベーション本部 社会的投資推進室 藤田滋
議題	新たな官民連携手法『ソーシャル・インパクト・ボンド』—その意義と課題—
内容	<p>1) 日本財団の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創設は 1962 年。90 年から年間助成額が拡大しており、250 億円。多いように思えると思うがアメリカと比べると 0.01%に過ぎない。 ・支援プロジェクトは年 4000 件で活動エリアは 100 ヶ国。 ・財源はボートレースの収益と寄附。 ・ミッションは官に依存した社会構造を変えること。 <p>2) ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の行政サービスにおける民間委託・補助事業は事業者が受益者にサービスを提供し、行政は成果の有無に関わらず活動にかかった経費を基に対価を支払う。 ・成果連動型支払い民間委託・補助事業の場合は、サービスの成果を独立した評価機関が評価・報告し、行政は事業者が成果に応じて対価を支払う仕組み。 ・一方、ソーシャル・インパクト・ボンド(以下、SIB)は外部資金提供者を巻き込んだ成果連動支払い型であることが特徴で、通常の民間委託・補助事業のインセンティブの問題を乗り越える仕組みである。 ・メリットは①行政にとって財政リスクを抑えながら民間の新しい取り組みを活用できるプロダクト・イノベーションの創出、②関係者が成果指標を共有し成果が可視化されることで、サービスの質の向上、成果の向上に繋がるプロセス・イノベーションの創出、③成果を基準に資源配分がなされるため、高い成果を生み出す力のある事業者の成長を促す行政サービス分野における擬似マーケットの創出があげられる。 ・デメリットとして、①事業者リスクが高いこと。ハイリターン

	<p>によるインセンティブで乗り越えていくことが期待される。</p> <p>②コストが高くなること。ある程度規模が大きくなないと、採算がとれない。広域行政の進展や平成 28 年、経済産業省が予算計上したように国が支援することが期待される。</p> <p>③国・行政に成果連動型金融商品と誤解されること。 粘り強くデータを基に説得していくしかない。</p> <p>・ SIB のこれまでの動き</p> <p>平成 22 年に世界初の SIB プログラムがイギリスのピーターバラ刑務所で開始</p> <p>平成 26 年には G8 インパクト投資タスクフォース日本諮問委員会が発足</p> <p>平成 27 年 4 月には神奈川県横須賀市で児童養護に係る日本初の SIB パイロット事業が開始。</p> <p>同年 6 月には国の政策アジェンダとして推進することが決定、同年 7 月には尼崎市が若年雇用に係る SIB パイロット事業が開始、</p> <p>同年 10 月には経済産業省や厚生労働省等関係省庁で SIB 委員会設置・開催、</p> <p>同年 11 月には厚生労働省が児童虐待防止分野の SIB 導入可能性調査を日本財団へ委託した。</p> <p>3) 海外の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、平成 27 年 7 月時点で 10 ヶ国 40 件以上組成されている。 ・ 分野としては、若者就労支援が 34%、生活困窮者支援が 26%、子ども・家庭支援 21%、受刑者再犯防止が 11%、教育 8%。 ・ 市場規模は年々増加しており平成 28 年 6 月時点で 200 億円超。 ・ 案件規模は 1 億円以上 5 億円未満がおよそ半数 (47%) を占めており、ある程度規模が大きくなると採算が取れないことを立証している。 ・ 事業期間は 1 年超 3 年以内が 58%、3 年超 5 年以内が 21%。 ・ 資金提供者はインパクト投資家、財団、篤志家のみが投資 82%、メインストリームの金融機関がその他 18%となっている。 ・ それぞれの分野から事例を紹介しているが、ここで紹介したいのは、NYC ABLE project for Incarcerated Youth (平成 24 年 9 月～平成 27 年 8 月) ・ 投資額 ・ 960 万ドル(約 12 億円)
--	--

- ・うち 75%は Bloomberg Philanthropies が保証
- ・成果目標 再入所率の減少
- ・支払条件
 - ・再入所率が 8.5%以上減少して初めて支払開始
 - ・8.5%以降は減少率に応じて支払金額が増加
- ・進捗
 - ・3 年目時点で目標達成できなかった為事業期間途中で終了
 - ・支払いの閾値を超えられなかったため行政の支払いなし
 - ・GS は融資額 8.6 億円の内保証分を除く 1.4 億円の損失

4) 国内の動向

- ・糖尿病性腎症重症化予防分野⇒神戸市、がん検診受診率向上分野⇒八王子市の 2 つは 2017 年度から実施
- ・児童養護分野で実施した神奈川県横須賀市の場合は最終的に SIB 組成には至らず、通常の民間委託となった。
- ・政府の成長戦略における SIB の位置づけ
日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「自治体での健康寿命延伸に向けた産業育成を促進するための SIB の社会実装に向けた検討を進める」
また、まち・ひと・しごと創生基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「社会的効果が見える化しその達成インセンティブを活用する社会的インパクト投資方式など、官民でリスクシェアをするための方策について更に検討を深める」とされた。
- ・糖尿病性腎症重症化予防における SIB の例
腎症のステージとして第 5 期になると、透析やインスリン注射といった治療を継続して行なう等、基本的に病気の完治は考えられず、病気別医療費は約 500 万円/年にのぼる
- ・この組成の背景として透析患者数が平成 7 年と平成 26 年とを比べると、約 2 倍の 320,488 人となっている
- ・単純計算として 320,488 人×500 万円=1.5 兆円という大きな財政負担をしている
- ・主要原疾患の推移では糖尿病性腎症が 43.5%を占めている
- ・神戸市の組成プロセスの主要論点として最も労力を費やしたのは成果指標の設定
- ・神戸市の事業では、プログラムの修了率、生活習慣の改善、腎機能低下の抑制を成果評価とした

	<ul style="list-style-type: none"> ・腎機能低下抑制率を成果指標としたが、評価の厳密性のみならず、倫理面や費用面を考慮しなければならず、評価デザインの選択が難しかった ・事業の概要 ・事業目的 糖尿病性腎症のステージの進行、人工透析への移行の予防 ・事業内容 未受診及び治療中断中のハイリスク者計 100 人に対し、受診推奨及び食事療法等の保健指導を実施。 対象者の医療機関への受診及び生活習慣の改善を通じて、重症化を予防 ・事業規模 約 2,900 万円【SF1】 ・事業期間 平成 29 年 6 月～平成 32 年 3 月(3 年間) 平成 29 年 6 月～平成 30 年 3 月は保健指導業務を行う事業実施期間、平成 30 年 4 月～平成 32 年 3 月は評価業務を行う評価期間。効果が表れるのが実施後になるため、評価期間を長くした ・期待される便益 <ul style="list-style-type: none"> ・市民の QOL の向上 ・治療に係る医療の適正化・死亡したり通院・入院したりすることで、労働ができないことによる逸失所得の削減 ・支払条件の設定 ・成果指標 中間成果指標：保健指導プログラム修了率、修了者の生活習慣改善率 最終成果目標：腎機能低下抑制率 ・評価方法 ①保健指導プログラム修了率：保健指導プログラムの修了者数の実測値 ②修了者の生活習慣改善率：第三者評価者による質問紙等による調査 ③腎機能低下抑制率：保健指導を行う「介入群」の観察期間後の予後データと、過去の特定健診データ、レセプトデータから算出した予後データとを比較し、介入による腎機能維持改善の成果を評価する ・評価は大学等の第三者評価組織が行う
--	---

	<p>[SF2]</p> <p>5) 質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質問者) 規模の大きい自治体しかできないのではないか? 回答) コストが高いことを始め、ある程度規模が大きくないと、採算がとれないことは確か。 しかし、単年度ではなく、複数年の計画にしたり、共通の課題を設定し、広域でやってみる等方法はあります。 ・ 質問者) スタートアップ (案件組成) で難しい障害は? 回答) 行政がメリットを理解しづらいこと。神戸市の場合は事業者も問題意識をもっており、また行政にも過去の実績データを用いて成果連動型で実施することのメリットを示すことで、SIB への理解を引き出すことができたがあった。そうでない場合、市役所内部や事業者主体への SIB への理解を深めることが難しい。 ・ 質問者) 民間資金提供者はどうリスクヘッジをしているのか? 回答) 業務を履行することで支払われる最低保証金を設定することで資金提供者側のリスクを一定程度軽減した。事業を実施することで一定の効果があると市も考えていたこと、また行政もリスクをシェアするという考えから ・ 質問者) 地方行政は基本的に地元を優先しなければならない。事業者には地元の企業が選ばれていることが多く、新規参入組にはハードルが高い。そうした問題を乗り越えていく問題も。 回答) SIB を活用することで、地元かどうかという点ではなく、データに基づいたアウトカム重視の委託につながるのではないかと。
資料	あり
所見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨今、民間の資金やノウハウを活用した官民連携の動きが流行りを見せている中、新たな官民連携手法として注目されていることもあり、私も実際に横須賀市の児童養護事業を視察に行かして頂いたこともあり、興味深かったです ・ 限られたリソースの中で将来発生しうる顕在化する課題に予防のために介入していくことに大きな意義を感じます ・ 費用対効果検証においても、成果の見える化や評価指標を明らかにするといったことは行政の苦手な分野であり、モニタリングの定量化や環境整備が待たれる所だと期待しています

	<ul style="list-style-type: none">• 国の支援は勿論のこと、地方自治体レベルでは、庁内イノベーション環境や地域資源又は醸成と、実行できる事業団体があるかどうかが将来的なキーであると感じました。• 従来の指定管理者制度や公民連携(PFI)、公共施設が経費削減のみがクローズアップされて岐路に立っているように、このSIB についても投資や金融商品の側面が過度に先行してしまっている印象を感じます。スキームを活用しているだけで公契約の一手段に過ぎないことから便益とリスクといった事例のストックを期待したい
--	---